

8月10日 道の日



生け垣はこまめに手入れを

**故郷の 香り漂う
道の駅** 〓「道路をまもる月間」
推薦標語入選作品

県知事、市道は蒲郡市長）に連絡をとり、占用許可申請の手続きを行ってください。なお、その際一定の占用料金を道路管理者に納めていただくようになっていきます。

また、以上の道路占用のほかに、道路管理者以外の人が行える道路工事としては、次のようなものがあります。

- ・のり面（傾斜面）の埋め立て工事
- ・自動車乗入れのための歩道切下げ
- やガードレール撤去工事など

こっちだヨウ平とは

ハンミヨ
ウ（体長は約二十ミリ）という昆虫をモデルにしたマスコット。ハンミヨウは別名道しるべとも呼ばれ、人間の歩く先へ先へと飛ぶ習性を持っています。



明日へと続く、私たちの道。

OUR FUTURES
...ON THE ROAD



自動車乗入用鉄板は
不法占用物件です

これは道路の「承認工事」と呼ばれているもので、同様に事前に道路管理者の承認を得れば、申請者本人の費用負担で道路に関する工事または維持を行うことができます。

ところで、道路パトロールの際、特に目につくのが、生け垣が道路上にまで伸びている住宅や自動車乗入用鉄板を設置している住宅です。道路にはみ出た生け垣は通行の障害となります。各自責任をもって生け垣の手入れをお願いします。

また、前述のとおり、定められた自動車乗入れのための歩道切下げ工事は認められています。ただし、鉄板を置くことができません。このような不法占用物件は交通安全上、大変危険な状況を生みます。交通事故がおこってからでは遅いのです。道路上から不法占用物件をなくし、安全で快適な道路をつくるには、道路管理者だけでなく毎日道路を利用する皆さんの協力が必要です。

問い合わせ

国道及び県道は、愛知県豊橋土木事務所維持管理課管理担当 〒440豊橋市今橋町六（☎0532-52-1311）

市道については、蒲郡市役所都市開発部管理課管理担当（☎66-1143）